川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月6日提出 川崎市長福田紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市 条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条中「児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第79条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」 に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準 に関する条例の一部改正) 2 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準 に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正す る。

第14条第1項の表中「児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

参考資料

制定要旨

社会福祉士及び介護福祉士法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。